

民法改正

2022年4月1日から、18歳で“大人に！”

# 成年年齢引下げで どうなる!? 何が変わる!?

消費生活編



## 「成年年齢引下げ」はいつから？

2018年6月に、「民法の一部を改正する法律」が成立し、2022年4月1日から、成年年齢が現行の20歳から18歳に引下げられます。

生年月日	成年となる日	成年年齢
2002年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
2002年4月2日から2003年4月1日生まれ	2022年4月1日	19歳
2003年4月2日から2004年4月1日生まれ	2022年4月1日	18歳
2004年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳

## 「成年年齢引下げ」で何が変わる!?

▶ 親の同意がなくても一人で様々な契約ができるようになります。

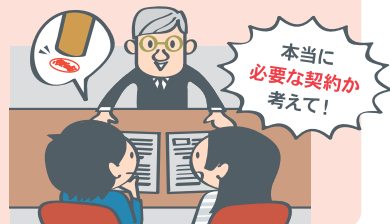
### たとえば…

- ・携帯電話を契約する
- ・クレジットカードをつくる
- ・車などのローンを組む
- ・一人暮らしの部屋を借りる などが可能に



### ところが…

未成年者であることを理由に契約を取り消すことができる「**未成年者取消権**」は、行使できなくなります。



※ クレジットやローンは**借金**です。安易な気持ちで契約をしないことが大切です。

※ 飲酒、喫煙、競馬、競輪などは、成年年齢引下げ後も20歳にならないとできません。

▶ 親権に服することがなくなる年齢が **20歳から18歳**になります。

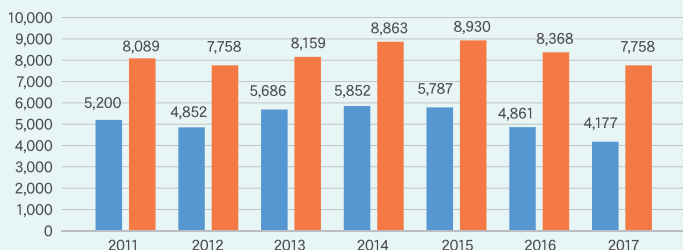
仕事や住む場所など自分の意思で決めることができたり、財産を管理されたりすることがなくなります。

## 若者に多い消費者トラブルは!?

全国の消費生活センター等に寄せられた相談件数をみると、成年になったとたんに相談件数が増えています。成年年齢が引き下げられると、今後、18歳～19歳の若者の消費者被害が増えるおそれがあります。

### 契約当事者の 年齢別相談件数

■ 18歳～19歳の平均  
■ 20歳～22歳の平均



資料：(独)国民生活センター(2018年11月30日までのPIO-NET登録分)

## 〈マルチ商法的勧誘に注意!〉 簡単に儲かるうまい話はありません。きっぱり断ろう!

最近の傾向として、SNSを介した勧誘トラブルなど、20歳代における「マルチ取引」に関する相談が増加しています。

CASE

1



化粧品を購入して人に紹介したり、販売すると利益が得られると勧誘され購入

CASE

2



友人や知人を誘って会員にさせると手数料が入ると勧誘され、お金を支払ってサークルなどに入会

## 〈こんな消費者トラブルにも注意!〉

CASE

3

### 詐欺的な投資勧誘トラブル



友人や SNS で知り合った人から「必ず儲かる」と勧誘され借金して仮想通貨を購入

CASE

4

### 解約トラブル



勧められるまま、高額な教材を購入解約できないといわれた

## 契約をやめるには？

一度契約をしてしまっても、一定の期間内であれば無条件で契約をやめることができる制度として「クーリング・オフ」があります。クーリング・オフをすると、商品等の代金は全額返金され、返品にかかる費用は、業者が負担することになります。

取引形態	契約書を受け取った日から
訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールス	8日間
エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス ※特定継続的役務7業種	8日間
連鎖販売取引（マルチ商法）	20日間

※ クーリング・オフができない場合でも、事実と違う説明を受けた、不安をあおったり、恋愛感情を利用した不当な勧誘を受けた場合には、契約をやめることができるので、一人で悩まず相談することが大切です。

## 不安に感じた時、困った時はどこに相談すればいいの？

▶ 相談したい時にかける電話番号は

消費者ホットライン

い や や!  
☎ 188

あきらめず、  
まずは相談  
してください！

188に電話をかけると身近な消費生活センターや消費生活相談窓口につながり、専門の消費生活相談員が解決に向けて支援してくれます。

消費者ホットラインは、土日祝日もつながります。相談は無料で、相談する人の秘密は守られます。



発行

徳島県危機管理部消費者くらし安全局消費者くらし政策課  
TEL：088-621-2175